昭和四年四月十五日:年週火、金曜日發行

第三種郵便物認可(但休日に当るときは翌日)

♦告示 改正 昭和二十五年十月鳥取県告示第五百十一号中 **次** 次

建築代理業者の登録

建設業者の登録

医療機関の指定保安施設地区予定地の指定森林病害虫等防除法に基く移動禁止

び辞令 近藤一男外指定医療機関所在地等変更

◇雜報 ◆ 和任及 三号中訂正昭和二十九年二月二十六日鳥取県告示第六十食糧事務所出張所々在地の変更

告

示

鳥取県告示第七十四号

* }

設置に関する件)の一部を次のように改正する。 昭和二十五年十月鳥取県告示第五百十一号(鳥取県金庫

昭和二十九年三月九日

鳥取県知事 西.

尾

「本金庫県庁派出所、 鳥取市東町九八、 右同、右同」を 治

「県庁支金庫、鳥取市東町九八、 右同、 同銀行県庁支店」株式会社山陰合

右同」を「本金庫派出 鳥取市元魚町一丁目一

元魚町歲入金取扱所、「本金庫派出

鳥取市元魚町一

丁目一七、

右同、

右同 同銀行鳥取支店」株式会社山陰合 に改める。

鳥取県告示第七十八号

鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和二十九年三月九日 鳥取県知事

西 尾

愛

治

昭和29年3月9日		火曜日 鳥		,取,	2 公	報	第2	495号	2	
	110111	二 〇 五	一 八 〇	ー 六 六	一六三	一 四 五	一 〇 九	五一	四	登錄番号
"	,,	"	"	"	"	"	"	"	三八、	登錄
					Ō		八		ţ	登錄年月日
ル 船岡町船岡四六七ノ四一	// 池田村小船	八頭郡佐冶村大字森坪三〇一	倉吉市駄経寺ニ三六ノー	/	一 日野郡黑坂町上管七二〇	八頭郡郡家町門尾	一 倉吉市上井町ニ六一	〃 吉方一区八一四の三鳥取市本町四丁目九	/ 米子市道笑町三丁目一三九	現 佳 所
田淵建築事務所	坂口建築代理士事務所	森下建築代理士事務所	横木建築代理士事務所	荻原建築代理士事務所	和田建設有限会社 日野郡日野上村生山	米田建築事務所 米田建築事務所	藤山建築事務所	山崎建築事務所	河津工務店 河津 乙松	務所名及び所在地氏名、会社名、事
二級建建士	#	"	"	"	建築代理士	y	二級建築士	一級建築士	二級建築士	業 務 管
田淵	坂口	森下	横木	荻原重七	和田傳	没 田	藤山	临	河津	理 者
幸治	実	鶴藏	義驚	太郎	三郎	光夫	藤市	趨 吉	乙松	

, **ķ**.

〃第二九九号

第二九八号

"

一月二十二日

横

組

植物

園

倉吉市岡田一三

福井 伊吹

重壽

道郞

協和建設有限会社

內頭郡若桜町大字高野

1

鳥取市向国安二三一

横山

勇治

山本実次郎

藥師町四三

第二九七号

第一〇号

有限会社

森下工務所

Д

鹿藏

吉田 酒本

善市

賴山 田中

辰雄

良一

火曜日 鳥取県公 鳥取県告示第八十四号 川土地改良区の定欵変更及び新たな土地改良事業を行う ととについて、昭和二十九年三月三日認可した。 鳥取県告示第八十三号 〃第三〇〇号 昭和二十九年三月九日 鳥取県知事 西 尾 福井土木建築有限会社

県下一円

区域及び期間

鳥取県知事

西

尾

治

第二項及び同法第四十八条第一項の規定により、溝口谷 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条

愛

治

森林病害虫等の種類

昭和三十年三月三十

一日まで

昭和二十九年四月一日から

皮付松材等の移動を次のとおり禁止する。 五条第一項の規定により、 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第 森林病害虫等が附着してい る

Ξ

行うべき措置の内容

森林病害虫等が附着している皮付松材及び伐採木

の枝条を移動しないこと。

2

ぞうむし科に属する害虫

きくいむし科に属する害虫

かみきりむし科に属する害虫

5

昭和二十九年三月九

第2495号 昭和29年3月9日 火曜日 鳥 取 県 (は)第二八六号鳥取県知事登錄 建設業法(昭和二十四年法律第百号) 鳥取県告示第八十号 〃第二八七号 〃第二九三号 〃第二九二号 /第二九一号 〃第二八九号 〃第二八八号 第二九五号 第二九〇号 第二九六号 第二九四号 登 昭和二十九年三月九日 十月十九日昭和二十八年 一月十一日 昭和二十九 十二月二十一日 十二月十一日 十一月二日 登錄年月日 年 第八条の規定により、 株式会社 沢 井 有限会社 田 吉 酒 伯耆建設有限会社 田 壽 共栄建設工業株式会社 鉄 田 商号又ぱ名称 玉 中 本 田 中 工 茅 米子鉄工所 組 組 所 組 組 組 取 野 組 次のように建設業者登録簿に登録した。 知 岩美郡大岩村岩本二六五 米子市東倉吉町一三六 鳥取市本町四丁目一四 西伯郡巖村大字二本木 鳥取市吉方七八八ノ 倉吉市宮川町 鳥取市細見二〇五ノ三 日野郡江府町江尾 主たる営業所の所在地 東町九九 末広町 紺屋町一三四 瓦町ニ六ーノニ 西 尾 愛

茅野

節明

三沢

良雄

井田

義嗣

田中

政義

片岡常太郎 申請者氏名

治

小林

昇

沢田玉次郎

第2495号

鳥 番 取 全

台

帳

見

面

積 込

指定面

積

指

目

的

申

請

(見込)

鳥取県告示第八十五号

森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)

第四

干四

知 事 西

尾

愛

治

箇年 完期間 指定の

(0)||00

二箇年 同 防土 備砂 百 の崩 た壌

X

馬西取

[尾愛治事

同同同同同同

n [7]

同

[F]

同同同同同同

大倉

北京

二、宝马

000 1:

同同

ご会気

00% 空宝 五三,0

11,0000

.11003

00.00

1000

が設め

COCIA .iii00

001100

同 同 同

古市 福岡 落シ平

三八九ノー

00%OO

,0500

4三三 0000 1元10

元0 **1**1000

001100 COO!!

極樂山 寺畑

一 一 六

ì

i

中原 貝田

〇五四

智頭

池田

同

鳥取 八頭 同

八頭

同

同

埴師

玉津

同

火曜日 鳥 取 県 公 報

施業要件

落葉、下草、

土砂、

植裁木の伐採を禁ずるの

昭和29年3月6日

直営上北条診療所倉吉市国民健康保險

歯內 科科

外科、

畑倉吉市大字井手

診療科名

在

地

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十

九

鳥取県告示第八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九

条の規定による指定医療機関中次のように所在地及び名

条の規定による医療機関を次のように指定する。

昭和二十九年三月九日

鳥取県知事

西

尾

愛

治

称の変更の届出があつた。

昭和二十九年三月九日

鳥取県知事

西

尾

愛

治

鳥取県告示第八十六号

n

陰山

城山

大宝 大龍下 汐

江府

司

同

四四〇

一五三內第一

五四內第二

00至00 00111,

同同同同同

一、三六五

|型、三|0 004000 (0500) 001国

> 11,0000 00011

1至0、0000

三箇年

1、於00

、500

同

同同同同同

同

一五四内第一 一五三內第二

10.0400 ~0至00

四箇年

00111,

OO4 |

同

可

00000

[7]

百百

石礫の採取を禁ずる。 0.0.

.] #100 0040

委

員

会

憲

次

昭和29年3月9日 火曜日 鳥取県公 第2495号 十七日から、 当所郡家支所用ヶ瀨出張所の所在地を昭和二十九年二月 八 頭郡若桜町教育長代理に任命する 昭和二十九年三月九日 昭和二十九年三月 旧 新 事務所の所在地 出張所の所在地変更について 鳥取県八頭郡用ケ瀬町大字別府九七の四 左記のとおり変更した。 鳥取食糧事務所長 日 報 取 谷 県 大字用瀨三七七 布 敎 村 育 野 委 長 精 員 良 会 治 があるので次のとおり訂正する。 昭和二十九年二月二十六日鳥取県告示第六十三号中鼳植 六 頁 0 行 正 五五〇 誤 1100

Œ

昭和29年3月9日 火躍日 鳥 取 県 公 報

第2495号 10

販計東英 和 算タ文 費器-

社限

商會

会有

雑賀タ 玉 屋 修 一山陰代理店 ライター

米 電 話 (米 子) と。 ス

院

(米子)

二二番地

印發 刷 行鳥 所^取者^取 縣 縣 鳥 鳥取鳥取 市市 取東 東 縣町 町 取 EP

刷

所 "